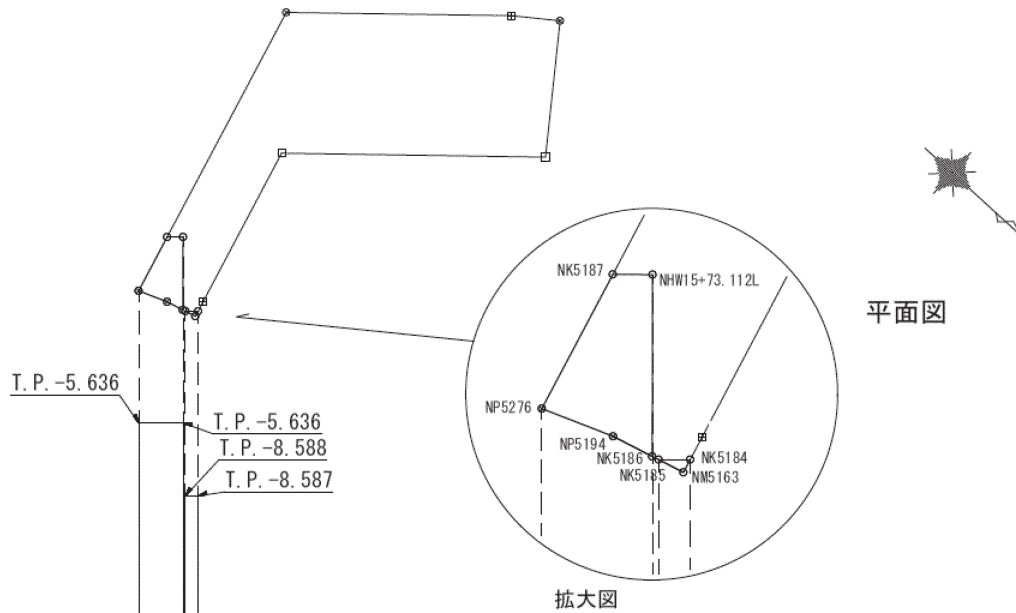


別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 1 のうち

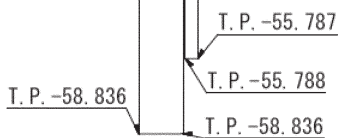


平面図

拡大図

縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
 単位：メートル



測点名	X 座標	Y 座標
NK5187	-40407.176	-21696.412
NHW15+73.112L	-40406.700	-21696.846
NK5186	-40404.716	-21694.668
NP5194	-40405.404	-21694.479
NP5276	-40406.560	-21694.028
NK5185	-40404.602	-21694.699
NM5163	-40404.166	-21694.819
NK5184	-40404.225	-21695.044

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

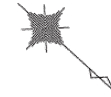
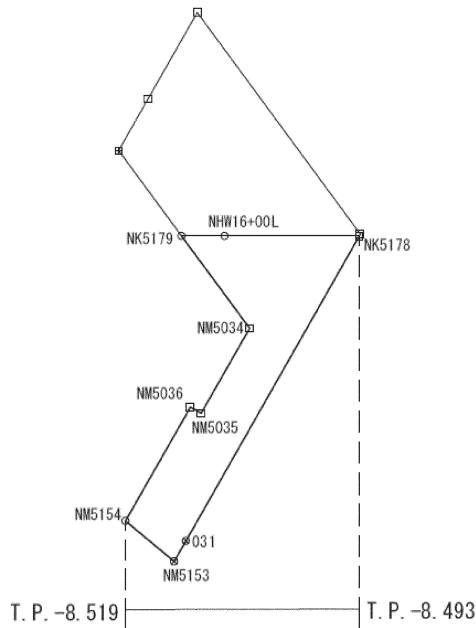
6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319 番 2	宅地	85.29	85.34	40.37	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	相賀伸崇	東京都世田谷区成城三丁目23番16号	三井住友トラスト保証株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	抵当権 平成19年10月31日受付第64616号 根抵当権 平成19年10月31日受付第64617号

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 2 のうち



平面図

縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
 単位：メートル

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
NK5179	-40385.839	-21711.856
NM5034	-40381.309	-21710.959
NM5035	-40380.437	-21707.125
NM5036	-40380.923	-21707.005
NM5154	-40379.753	-21701.866
NM5153	-40377.211	-21701.986
NK5178	-40380.560	-21716.683
NHW16+00L	-40384.557	-21713.028

T. P. -55. 719 T. P. -55. 693

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

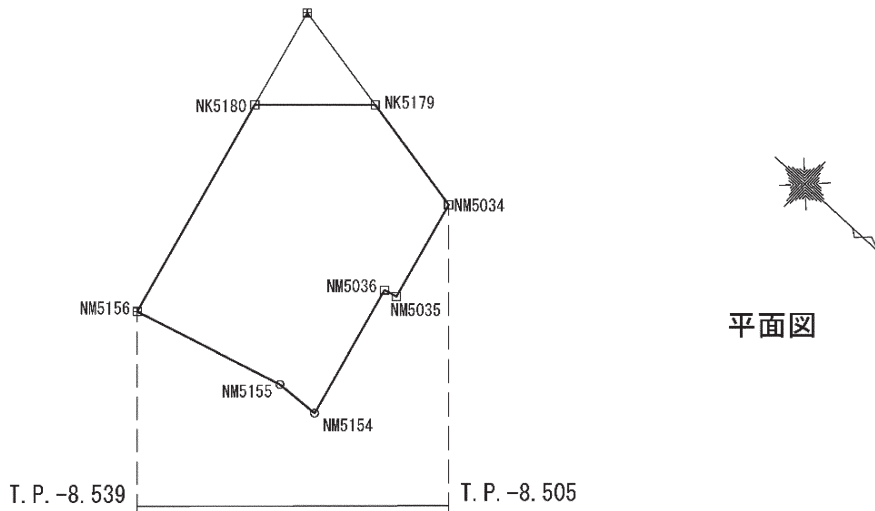
6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

別記
裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319番3	宅地	85.35	85.59	77.90	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	海野純弘 (持分3分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番16号			
							海野亜弥子 (持分3分の2)	東京都世田谷区成城三丁目23番16号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 3 のうち



平面図

縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
 単位：メートル

T. P. -55. 739

T. P. -55. 705

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
NM5156	-40387. 183	-21700. 194
NM5155	-40381. 429	-21701. 787
NM5154	-40379. 753	-21701. 866
NM5036	-40380. 923	-21707. 005
NM5035	-40380. 437	-21707. 125
NM5034	-40381. 309	-21710. 959
NK5179	-40385. 839	-21711. 856
NK5180	-40389. 146	-21708. 832

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

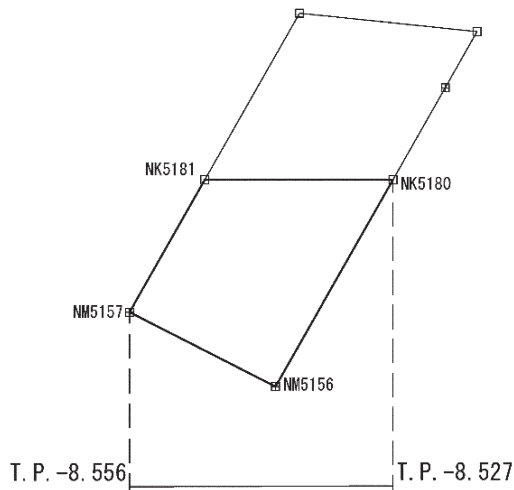
別記

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319番4	宅地	85.41	85.49	44.31	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	佐々木一義	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目11番25-1301号ネストピア博多駅前III	株式会社東京スター銀行	東京都港区赤坂二丁目3番5号	抵当権 平成19年9月26日受付第56846号

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 4 のうち



縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面 (T.P.)
単位：メートル

T.P. -55.756 T.P. -55.727

測点名	X 座標	Y 座標
NK5180	-40389.146	-21708.832
NM5156	-40387.183	-21700.194
NM5157	-40393.066	-21698.565
NK5181	-40394.325	-21704.097

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

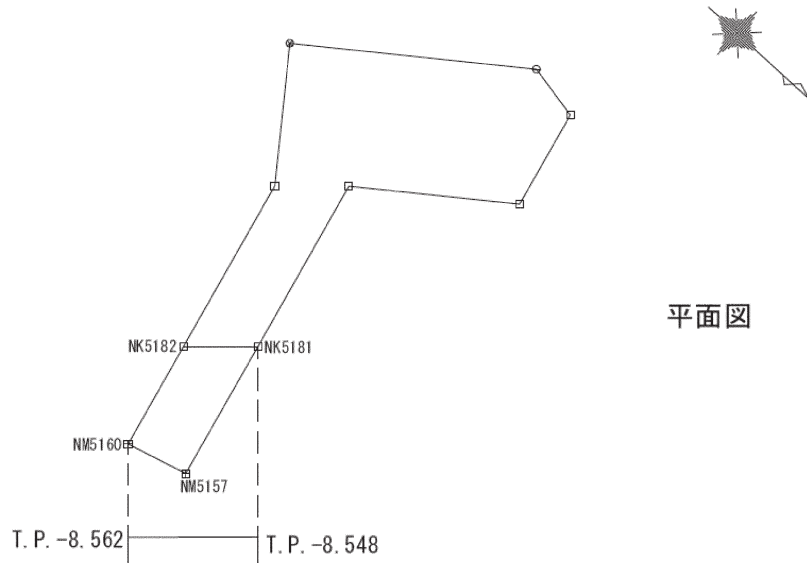
別記

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319番5	宅地	85.23	85.59	12.57	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	澤田秀之	東京都世田谷区成城三丁目23番17号	SMB C信用保証株式会社	東京都港区六本木六丁目1番21号	抵当権 平成30年4月27日受付第24822号

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 5 のうち



平面図

T. P. -8. 562 T. P. -8. 548

縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面（T. P.）
単位：メートル

T. P. -55. 762 T. P. -55. 748

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
NK5182	-40396.455	-21702.149
NK5181	-40394.325	-21704.097
NM5157	-40393.066	-21698.565
NM5160	-40395.482	-21697.897

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等

別記のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

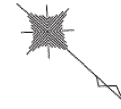
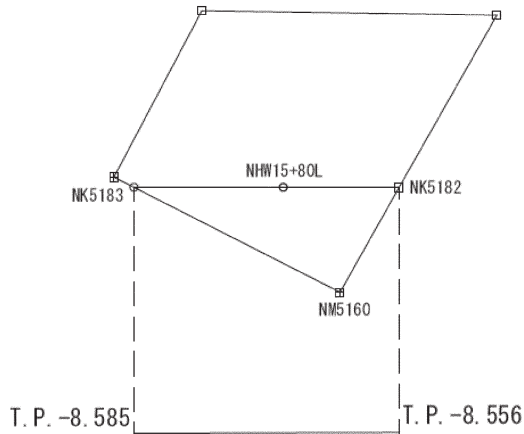
別記

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

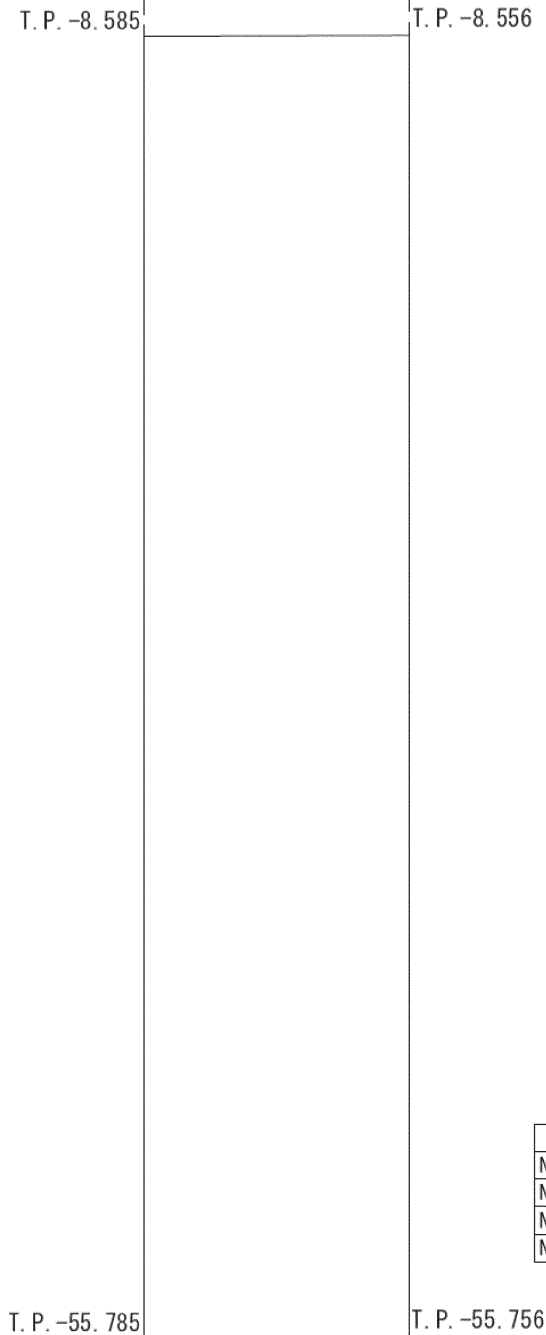
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城三丁目	2319番6	宅地	85.35	85.42	18.23	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	小野寺昇 (持分2分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			
							小野寺典子 (持分4分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			
							小野寺洋子 (持分4分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
 東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 6 のうち



平面図



縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面（T.P.）
 単位：メートル

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
NK5182	-40396.455	-21702.149
NM5160	-40395.482	-21697.897
NK5183	-40403.548	-21695.664
NHW15+80L	-40399.558	-21699.312

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社

2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等 } 別記1のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記2のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 } 別記2のとおり

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

別記1

裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

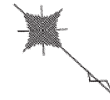
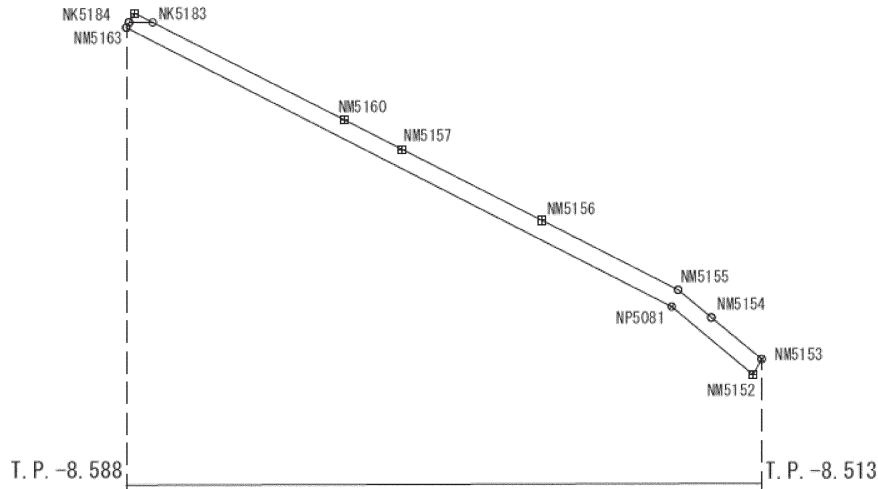
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	使用しようとする土地の面積	使用の方法及び期間
東京都世田谷区成城三丁目	2319番7	宅地	m ² 17.80	m ² 18.78	m ² 18.62	<p>使用の方法</p> <p>道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。</p> <p>使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。</p> <p>使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。</p> <p>使用の期間</p> <p>道路構築物存続期間中</p>

別記2

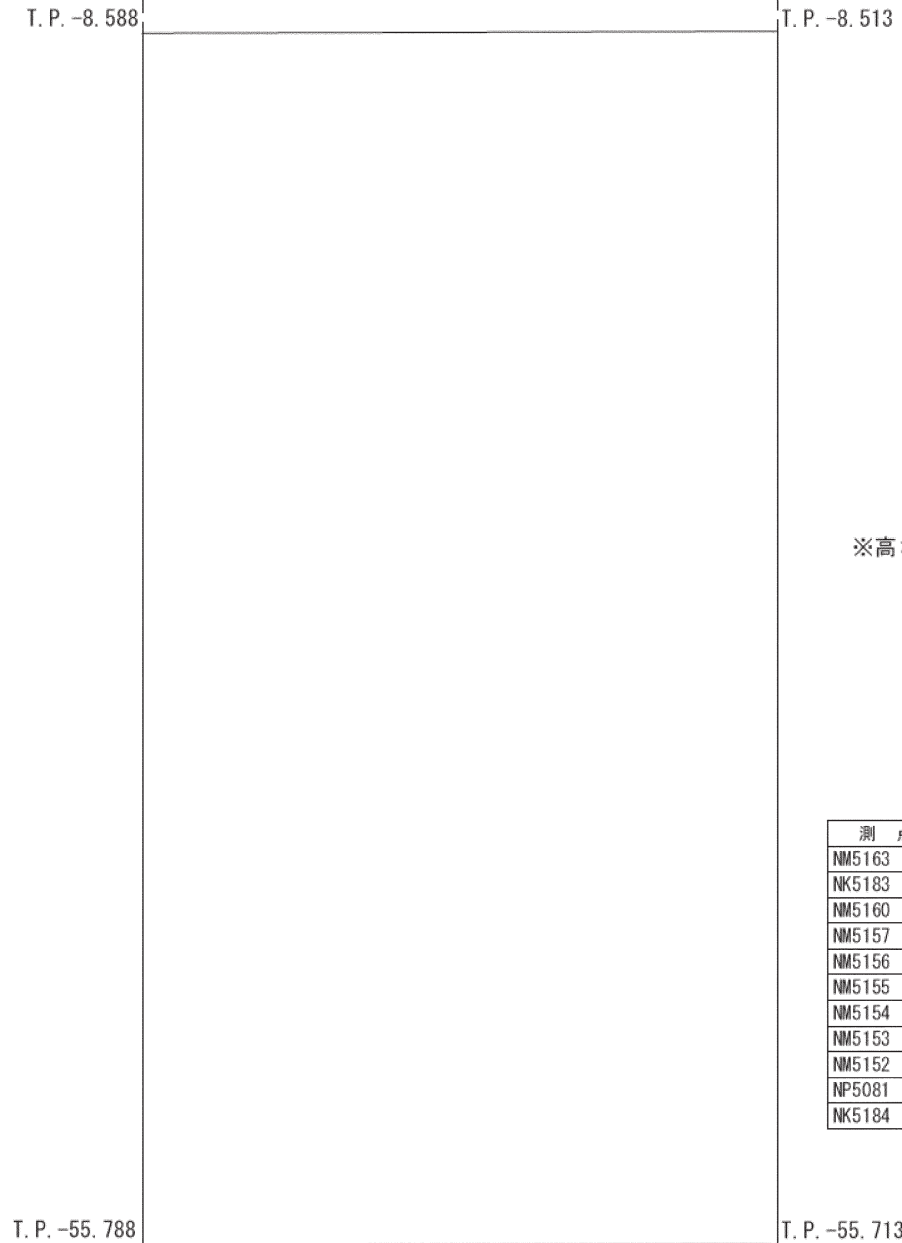
土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
横路忠弘 (持分12分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番18号	株式会社東京スター銀行 三井住友トラスト保証株式会社 SMB C信用保証株式会社	東京都港区赤坂二丁目3番5号 東京都港区芝三丁目33番1号 東京都港区六本木六丁目1番21号	抵当権 平成19年9月26日 受付第56846号 抵当権 平成19年10月31日 受付第64616号 根抵当権 平成19年10月31日 受付第64617号 抵当権 平成30年4月27日 受付第24822号
横路妙子 (持分12分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番18号			
佐々木一義 (持分6分の1)	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目11番25-1301号ネストピア博多駅前Ⅲ			
相賀伸崇 (持分6分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番16号			
小野寺昇 (持分12分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			
小野寺典子 (持分24分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			
小野寺洋子 (持分24分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			
海野純弘 (持分18分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番16号			
海野亜弥子 (持分18分の2)	東京都世田谷区成城三丁目23番16号			
澤田秀之 (持分6分の1)	東京都世田谷区成城三丁目23番17号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城三丁目 2319 番 7 のうち



平面図



縦断面図

※高さの基準は東京湾平均海面 (T. P.)
単位：メートル

測点名	X 座標	Y 座標
NM5163	-40404.166	-21694.819
NK5183	-40403.548	-21695.664
NM5160	-40395.482	-21697.897
NM5157	-40393.066	-21698.565
NM5156	-40387.183	-21700.194
NM5155	-40381.429	-21701.787
NM5154	-40379.753	-21701.866
NM5153	-40377.211	-21701.986
NM5152	-40377.059	-21701.318
NP5081	-40381.174	-21701.136
NK5184	-40404.225	-21695.044

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

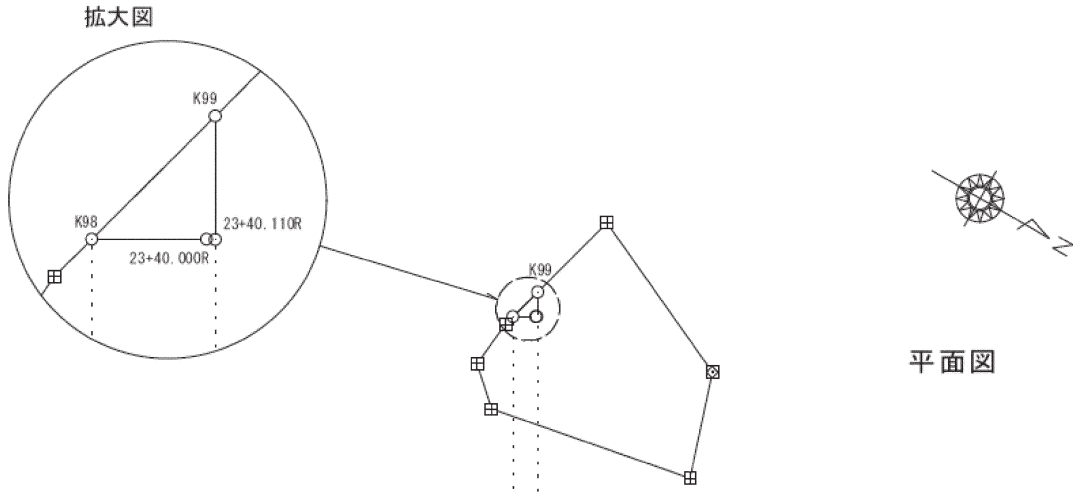
別記のとおり

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1745番11	宅地	135.74	135.74	1.20	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	鈴木秀彦	東京都多摩市永山六丁目5番地の1			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1745 番 11 のうち



T. P. -6. 218 T. P. -6. 218

縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面 (T. P.)
単位 : メートル

T. P. -52. 518 T. P. -52. 518

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
K98	-39693. 957	-22047. 743
K99	-39693. 388	-22049. 863
23+40. 110R	-39692. 611	-22048. 521
23+40. 000R	-39692. 707	-22048. 466

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

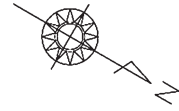
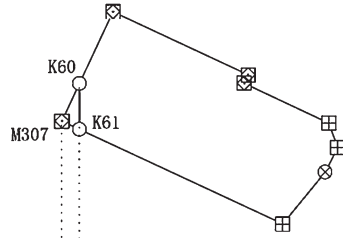
別記のとおり

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1760番33	宅地	85.00	84.88	1.15	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	寿国梁 （持分 100分の 77） 袁英 （持分 100分の 23）	中華人民共和國北京市海淀区中关村北大街褐石园小区 29号楼 301室 中華人民共和國北京市海淀区中关村北大街褐石园小区 29号楼 301室	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5番 5号	抵当権 平成9年3月31日受付第12355号

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1760 番 33 のうち



平面図

T. P. -6. 218 T. P. -6. 218



T. P. -52. 518 T. P. -52. 518

縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T. P.)

単位：メートル

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
K60	-39707.477	-22074.198
K61	-39706.248	-22072.075
M307	-39707.283	-22071.983

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年8月31日

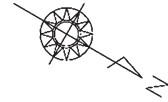
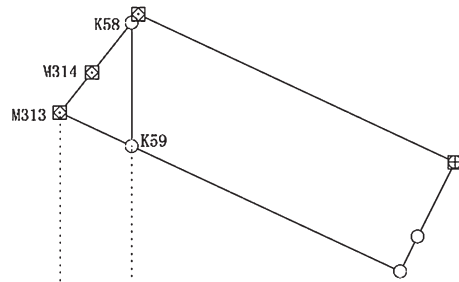
別記のとおり

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

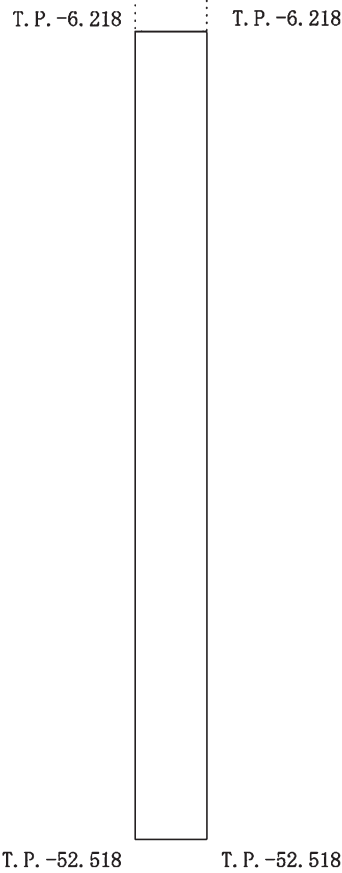
所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1760番36	宅地	145.58	145.58	14.54	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	仲田隆司	東京都世田谷区成城四丁目27番16号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1760 番 36 のうち



平面図



縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T.P.)

単位：メートル

測点名	X座標	Y座標
K58	-39714.477	-22086.288
K59	-39710.933	-22080.166
M313	-39715.454	-22079.768
M314	-39715.019	-22082.669

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定したので、
 公告する。

令和5年9月8日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

- 1 起業者の名称 国土交通大臣及び中日本高速道路株式会社
- 2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等
- 4 土地所有者の氏名及び住所
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- 6 裁決手続開始決定年月日 令和5年9月1日

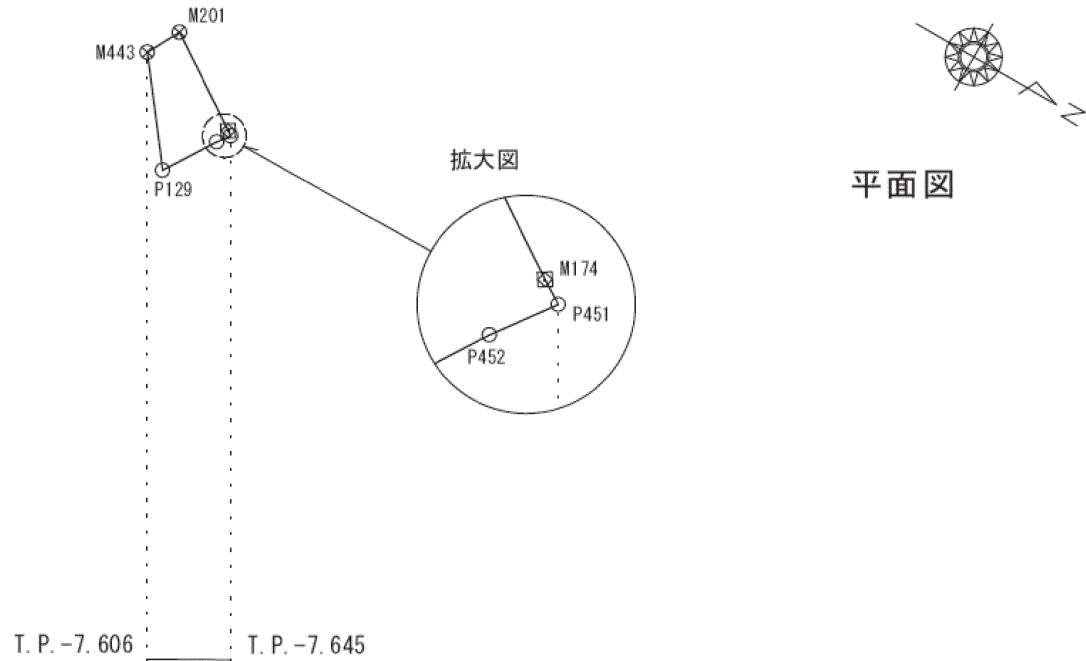
別記のとおり

別記
 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目	登記簿上の地積 m ²	実測地積 m ²	使用しようとする土地の面積 m ²	使用の方法及び期間	土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
							氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
東京都世田谷区成城四丁目	1847番1	山林	6.61	17.52	17.52	使用の方法 道路構築物設置のための地下使用とし、その使用の範囲は、別図のとおり。 使用する土地に道路構築物の障害となる物件を設置してはならない。 使用する土地に物件を設置する場合は、起業者と事前に協議しなければならない。 使用の期間 道路構築物存続期間中	見附道 ただし、同人は平成29年6月14日死亡 法定相続人 見附芳史 （法定相続分2分の1） 石橋美江子 （法定相続分2分の1）	東京都町田市金井三丁目3番地16 東京都世田谷区弦巻一丁目39番4号			

別 図

裁決手続の開始を決定した土地の使用する範囲を示す図面
東京都世田谷区成城四丁目 1847 番 1



縦断面図

※ 高さの基準は東京湾平均海面(T. P.)

単位：メートル

T. P. -52. 303 T. P. -52. 235

測 点 名	X 座 標	Y 座 標
M174	-39876. 951	-21980. 833
M201	-39881. 726	-21984. 012
M443	-39882. 668	-21982. 277
P129	-39878. 878	-21977. 341
P451	-39876. 700	-21980. 673
P452	-39877. 163	-21980. 038

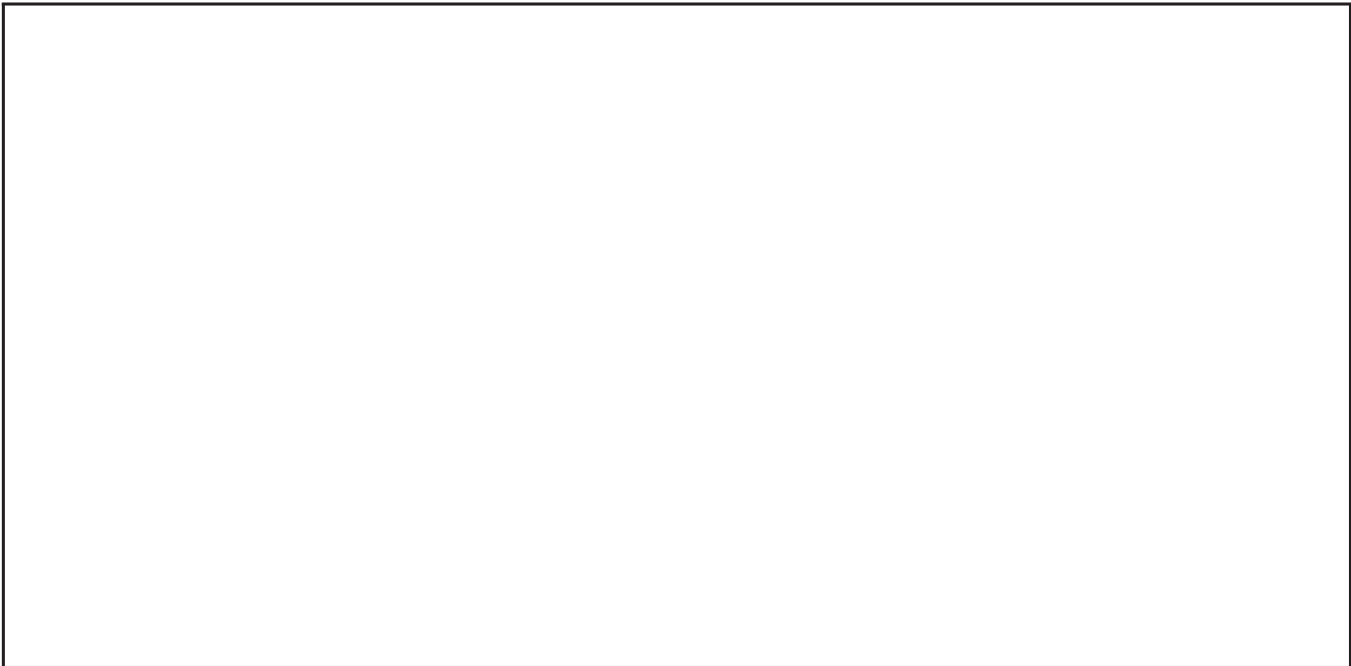
消防法に基づき命令の公告について
消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）
第17条の4第1項の規定により命令を行ったので、同条第
3項において準用する法第5条第3項の規定により次のと
おり公告する。

令和5年9月8日

東京消防庁

城東消防署長 椎 名 理

- 1 防火対象物の所在地 江東区亀戸五丁目9番15号
- 2 防火対象物の名称 ホームタウンハヤシⅠ、ホーム
タウンハヤシⅡ、ホームタウン
ハヤシⅢ
- 3 命令を受けた者 株式会社カチドックス
代表取締役 増田 敬
- 4 命令事項 令和5年12月4日までに、2の
防火対象物に自動火災報知設備
を設置すること。
- 5 命令年月日 令和5年8月4日



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 一三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001